

「要配慮個人情報」の取扱制限の適用除外に係る審議について

1 審議の必要性について

今後予定されている宮城県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正により、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法（以下「法」という。）にならい本資料の別添に列記する11の項目を含む個人情報は「要配慮個人情報」として規定される。要配慮個人情報については、従前からの機微情報に対する取扱制限である「原則取扱禁止」を適用することが予定されている。

知事、教育委員会等の実施機関が、例外的に要配慮個人情報を取り扱うことが認められるのは、条例第7条4項ただし書に規定する次の3つの場合に限られる。

- (1) 法令(国の法律、政令、省令等及び本県の条例)に定めのあるとき。
- (2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (3) 審査会の意見を聴いた上で実施機関が個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要と認めるとき。

(3)の審査会の意見を聴くとは、実施機関がおこなっている事務について審査会に対し諮問し、審査会から答申を得る必要があることである。

改正条例の公布から施行までの間(3ヶ月を想定)に、上記の(1)及び(2)に該当しない、要配慮個人情報に係る多数の事務についての諮問を予定している。時間が限られた審査会において効率よく審査会を進めるため、諮問の形式と審査の手法について意見を伺いたい。

2 「要配慮個人情報」について

(1) 要配慮個人情報の項目

要配慮個人情報の項目は別添「要配慮個人情報の例示（「個人情報保護法ガイドライン（通則編）より）」のとおりである。それぞれの内容も、法と同じとする。これら11項目を含む個人情報は、収集制限となる。

(2) 既存事務における要配慮個人情報の取扱状況調査の結果

平成29年9月時点で個人情報事務登録簿に登録がある事務(1,245事務 ※県警は集計中のため除く)について、実施機関の各所属に対し、要配慮個人情報の取扱状況(実績)の調査を行ったところ、結果は次のとおり。(※数字は現在も精査中)

個人情報取扱事務の総数	1,245 事務
要配慮個人情報の取扱いがある事務	353 事務
このうち取扱根拠となる法令等がないもの	131 事務

3 審議の進め方について

条例改正後も要配慮個人情報を取り扱うためには、実施機関は1（3）に該当する事務及び調査施行後に登録された同様の事務（以下「要答申事務」と総称する。）における要配慮個人情報の取扱いの可否について、審査会から答申を得る必要がある。

多数の事務に係る諮問が予想され、1件ごとに事務所管課による説明とその後の審議を行う方式は採り難いことから、次のような整理により審議を進めていきたい。

（1）答申の整理

現在の審査会答申には、「類型答申」と「個別答申」の2種類がある。

類型答申とは、複数の所属で共通して行われる取扱いをまとめて一つの適用除外事項として認める旨の審査会意見であり、同様の取扱いについては以後審査会への諮問は不要となる。

個別答申とは、類型答申に該当しないため、個別の事務ごとに諮問された案件について取扱いを認める旨の審査会意見である。

答申事務に係る諮問・答申については、次のような分類（整理）が可能と考える。

① 既存の答申の対象項目を追加する場合

現在、11の類型答申、1の個別答申が存在しており、2（1）の項目のいずれかを取り扱う答申事務は、これら既存の答申を取扱いの根拠としているが、要配慮個人情報の項目が11となることへの対応が必要になるものも生じると思われる。

例えば、県民からの相談を受け付ける事務において本人から提供された個人情報については、類型答申により思想等4項目の取扱いが認められているが、条例改正後は11項目全てについて認めることを実施機関から求められることが想定される。（※どのような相談があるか予想できないため）このような場合には、既存の答申における対象項目の追加を認めることで、引き続き取扱いの根拠とする。

② 新たな類型答申を設ける場合

新たに取扱制限がかかる要配慮個人情報を取り扱う事務のうち、新たな類型答申を必要とするものがあると考えられる。

類型答申項目の整理と類型答申で収集できる要配慮個人情報の項目の整理。

人種、社会的身分、病歴、犯罪により害を被った事実、政令で定める事項（心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等による指導、診療・調剤など）取り扱う事務

③ 新たな個別答申を設ける場合

①と②の措置で取扱いの根拠を得ることができない要答申事務については、新たな個別答申を必要と考えられる。

このように、取扱制限の適用除外を求める諮問に当たっては、答申事務を①から③に整理して進めていきたい。

（2）12月以降の審議の進め方

次のような方法で審査会を進めていきたい。

- ① 県政情報公開室から一括して諮問。審査会の開催に先立ち、(1)①から③を一覧表にまとめた資料を各委員に配布
- ② 各事務の実態や項目の取扱いについて、意見があれば、各委員から質問を預かり、実施機関へ回答作成を依頼
- ③ 審査会において、質問や回答を文書にして配布し、事務局が概要報告
- ④ 審査会当日に出た質問については、事務局が回答可能なものを除いて、次回審査会までに実施機関へ回答作成を依頼し、電子メール等により各委員へ順次回答。次回の審査会でも質疑応答を確認する。(詳細に渡る説明が必要と判断される場合には、事務所管課職員に審査会への出席を求めることも想定)
- ⑤ ①から④までを反復し、3月の審査会までに全ての事務における取扱いの可否について判断する。

※ この手法による審議は、改正条例の施行(想定は平成30年4月)までに要配慮個人情報の項目の取扱いを開始している既存の事務に限ることとし、それ以降に取扱いを開始する新規の事務については、従前どおり1件ずつの審議を行うこととする。

要配慮個人情報の例示（「個人情報保護法ガイドライン（通則編）より）

(1) 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

(2) 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

(3) 社会的身分

ある個人にその境遇として固着して、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

(4) 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。

(5) 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

(6) 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

(7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号関係）

次の①から④までに掲げる情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと）も該当する。

①「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

- ・医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）
- ・都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）
- ・本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること

②「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報

- ・医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
- ・都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け並びに所持していること

又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

- ③「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報
- ・ 医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
 - ・ 都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
- ④「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報
- ・ 医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）
- (8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（政令第 2 条第 2 号関係）

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。

具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診査の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さずに行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。

- (9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（政令第 2 条第 3 号関係）

「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。

指導が行われたこと具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものでは

なく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。

なお、保健指導等を受けたという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

- (10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（政令第2条第4号関係）

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

- (11) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第2条第5号関係）

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

要配慮個人情報収集状況 収集状況概要

11/2時点

	部局名	対象事務数	要配慮個人情報収集事務数 ①	今後収集しない ②	要配慮個人情報収集事務のうち「法令の定めとして収集するもの」③	今後対応が必要な対象事務数 ①- (②+③)
1	総務部	133	22		14	8
2	震災復興・企画部	28	1		1	0
3	環境生活部	147	27		15	12
4	保健福祉部	314	166	2	128	36
5	経済商工観光部	96	20	4	6	10
6	農林水産部	175	10		6	4
7	土木部	137	22		8	14
8	出納局	7	1		1	0
9	公営企業管理者	4	1		0	1
10	教育委員会	122	48		16	32
11	選挙管理委員会	8	2		1	1
12	監査委員	6	0		0	0
13	人事委員会	9	5		0	5
14	労働委員会	0	0		0	0
15	収用委員会	3	0		0	0
16	海区漁業調整委員会・ 内水面漁場管理委員会	5	0		0	0
17	宮城大学	21	9		2	7
18	県立こども病院	11	7		7	0
19	県立病院機構	19	12		11	1
20	県警	170	117		90	27
	計(県警除く)	1,245	353	6	216	131

※
※
※
※

※

※

※(未提出事務あり)

要配慮個人情報収集状況 類型分野別

11/2時点

	部局名	要配慮個人情報収集事務数	今後対応が必要な対象事務数(法令等定めがない事務)	類型答申 11 項目															
				1 栄典・表彰等に付随して収集事務	2 相談・陳情・要望・意見等に付随して収集	3 刑行物等の公になっているものから収集	4 作文等コンクールから収集	5 国際交流事業に付随して収集	6 訴訟・懲戒・評価・指導・報告等に付随して収集	7 政党名・政治倫理等に付随して収集	8 校務(学)・学生(職員(講師(等)の採用試験・入指)に付随して収集	9 土地・家屋等の取得に付随して収集	10 病院・保健所等の診療等に付随して収集	11 犯罪被害のカウンセリングに付随して収集	12 出・登録許・試験・許可・届出・申請に付随して収集	13 補助・助成に付随して収集	14 その他		
1	総務部	22	8	1						1							1		
2	震災復興・企画部	1	0																
3	環境生活部(※)	27	12	4		1												1	
4	保健福祉部(※)	166	36	12														3	4
5	経済商工観光部(※)	20	10	1															1
6	農林水産部(※)	10	4																
7	土木部	22	14															2	
8	出納局	1	0																
9	公営企業管理者	1	1																
10	教育委員会	48	32	8						7								4	3
11	選挙管理委員会(※)	2	1																
12	監査委員	0	0																
13	人事委員会	5	5	1						1									
14	労働委員会	0	0																
15	収用委員会	0	0																
16	海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会	0	0																
17	宮城大学	9	7							2								4	
18	県立こども病院	7	0																
19	県立病院機構	12	1	1															1
20	県警(※)	117	27																
	計	353	131	27	5	27	0	0	1	11	0	29	2	8	3	5	7		34

※(未提出事務あり)

要配慮個人情報取扱い一覧(類型別)

氏名	No	専攻の名称	担当課	要配慮個人情報取扱として扱う事務
班生部	181	内閣府青年国際交流事業	社内事務局(国際課)	●
<p>要配慮個人情報取扱い一覧(類型別)</p>				
<p>類型別 11 項目</p>				
<p>1 栄典・表彰等の選考業務に付随して取扱う</p>				
<p>2 相談・取柄・要領・意見等に付随して取扱う</p>				
<p>3 刊行物等の公になつてゐるものから取扱う</p>				
<p>4 作文等コンクールから取扱う</p>				
<p>5 国際交流事業に付随して取扱う</p>				
<p>6 断断私・評価・指導・報告・懇話会等に付随して取扱う</p>				
<p>7 政客名・政治倫理等に付随して取扱う</p>				
<p>8 学生・職員(講師・指導員)の採用試験・入学(学)等に付随して取扱う</p>				
<p>9 土地・家屋等の取得に付随して取扱う</p>				
<p>10 病院・保健所等の診療等に付随して取扱う</p>				
<p>11 犯罪被害のカウンセリングに付随して取扱う</p>				
<p>12 免許試験・許可・届出・登録・申請等に付随して取扱う</p>				
<p>13 補助・助成に付随して取扱う</p>				
<p>14 その他</p>				
<p>その他(概算)</p>				
<p>要配慮個人情報情報 11 項目</p>				
<p>① 人種</p>				
<p>② 信条</p>				
<p>③ 社会的身分</p>				
<p>④ 病歴</p>				
<p>⑤ 犯罪歴</p>				
<p>⑥ 犯罪被害の事実</p>				
<p>⑦ 身体・知的・精神障害</p>				
<p>⑧ 健診その他の検査結果</p>				
<p>⑨ 休職相違・診療・調剤履歴</p>				
<p>⑩ 本人の意見又は報告として所管事務に提供を受ける</p>				
<p>⑪ 本人を未成年者として保護するに關する事項</p>				

